

里地区 田園まちづくりニュース

これまで検討してきた「地区まちづくり計画（案）」「特別指定区域の指定（案）」を一部変更しました。この変更を踏まえて、まちづくり協議会は計画案の縦覧を行います。
つきましては、内容をご確認のうえ、第8回協議会にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

第7回の協議会は昨年11月29日に開催しました。「土地利用計画」、「特別指定区域」、「まちづくりの構想」の確定に向けて意見交換を行いました。

今回は、防災、減災のための都市計画法の改正を踏まえ、田園まちづくり制度の変更点等について説明します。

また、縦覧中ということで、別冊資料の内容について詳しく知りたい、よくわからない点についても質問を受け付け、解説します。

土地利用計画とは

良好な自然環境、地域の宝、農業の資源などを守る区域と集落の活性化のために活用する区域をまちづくりの方針に基づき区分します。

特別指定区域とは

まちづくり計画の実現に向けて、必要な建築物が建築できるよう指定する区域です。

・第8回協議会・

縦覧期間中に説明会を開催
密を避けるため
地区ごとに
短時間で実施



6/26 (土)

9:30-11:30

本村 9:30-10:00

山条 10:15-10:45

上部 11:00-11:30

里 公 会 堂

今年度のスケジュール

計画（案）の縦覧	第8回協議会	第9回協議会	第2回総会	行政手続き	最終ニュース発行
縦覧期間 2週間 意見書提出期間 3週間	内容の説明・質問等を受け付け、解説	縦覧結果の報告、意見書等の対応協議。 総会開催に向けた準備	まちづくり協議会としての地元（案）の最終決議	各審議会の意見聴取等 → 公示・縦覧 → 決定	「特別指定区域」の指定告示のお知らせ

地区まちづくり計画及び特別指定区域における 前回協議会からの変更点について

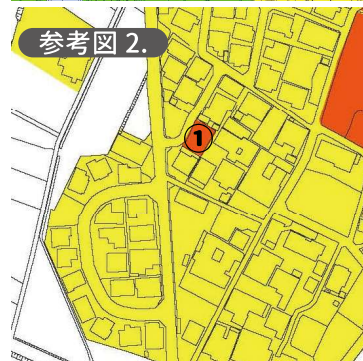
別冊資料の内容をご確認ください

1 まちづくりに関する方針については、別冊資料 P2、3 の赤字部分について追加しております。これは、防災・減災のための都市計画法の改正に対応するために、必要となります。

2 土地利用計画図の3箇所（参考図 1.）を「集落区域」へ追加しました。

特別指定区域図は、現在計画が進行中である「既存事業所の拡張区域」を追加（参考図 1.①）指定しました。「地縁者の住宅区域」に1件追加（参考図 1.②）指定しました。

「新規居住者の住宅区域」の指定予定だった1箇所については所有者の変更により「地縁者の住宅区域」へ変更（参考図 2.①）。



案の縦覧及び意見書の提出についてお知らせ

※縦覧図書は基本的に別冊資料と同じ内容になります。

案の縦覧

【と き】令和3年 **6/19** (土) ~ **7/2** (金)

【場 所】里公会堂、加古川市役所まちづくり指導課

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 【内 容】 1 地区まちづくり計画 (案) | 2 特別指定区域の指定 (案) |
| (1) まちづくりに関する方針 (案) | (1) 特別指定区域の区域 |
| 附図：まちづくり構想図 (案) | 及び予定建築物等の用途 |
| (2) 現況図 (土地利用現況図) | (2) 特別指定区域の位置図 |
| (3) 土地利用計画図 (案) | (3) 特別指定区域の区域図 (案) |

縦覧期間中は、
里公会堂でいつでも
ご覧になれます。
ご都合がよい時に
お越しください♪



意見書の提出

【と き】令和3年 **6/19** (土) ~ **7/9** (金)

【提出先】里地区まちづくり協議会 会長

※意見書は市へは提出できませんのでご注意ください。

※意見書の用紙は縦覧場所にあります。また、まちづくり指導課にご連絡いただければ郵送も可能です。

加古川市役所まちづくり指導課 ☎079-427-9418

お越しの際には
公会堂ドア付近の
縦覧者名簿にお名前
のご記入をお願いします♪

